

総社市告示第91号

総社市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱（平成18年総社市告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第3条，第4条関係）				別表（第3条，第4条関係）			
補助の対象			補助率等	補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経費		事業区分	建築物	経費	
木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)～(4) 略	次に掲げる経費（一住宅につき <u>13万6,000円</u> （岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法によるものにおいて延べ床面積が200㎡以内までは、 <u>7万1,200円</u> ，200㎡を超えるものにおいて、 <u>9,100円</u> を加算した額）以内を限度とする。） (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一般診断法の現況診断及び補強計画にあっては延べ床面積が200㎡以内のものについては、6万円，200㎡を超えるものについては、100㎡に達するまでごとに8,000円を加算した額を限度とする。	木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)～(4) 略	次に掲げる経費（一住宅につき <u>13万円</u> （岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法によるものにおいて延べ床面積が200㎡以内までは、 <u>7万円</u> ，200㎡を超えるものにおいて、 <u>9,000円</u> を加算した額）以内を限度とする。） (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一般診断法の現況診断及び補強計画にあっては延べ床面積が200㎡以内のものについては、6万円，200㎡を超えるものについては、100㎡に達するまでごとに8,000円を加算した額を限度とする。
戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)～(3) 略	次に掲げる経費（一住宅につき <u>13万6,000円</u> 以内を限度とする。） (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一住宅につき <u>9万円</u> を限	戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1)～(3) 略	次に掲げる経費（一住宅につき <u>13万4,000円</u> 以内を限度とする。） (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一住宅につき <u>8万9,000円</u>

改正後				改正前			
			度とする。				を限度とする。
建築物耐震診断事業	指示対象建築物又は次に掲げる要件の全てに該当する建築物 (1)～(3) 略	次に掲げる経費(延べ床面積が1,000㎡以内の部分は <u>3,670円</u> , 1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分は <u>1,570円</u> , 2,000㎡を超える部分は <u>1,050円</u> を乗じて得た額を合計した額を限度とする。) (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一棟につき指示対象建築物は300万円, その他のは150万円を限度とする。	建築物耐震診断事業	指示対象建築物又は次に掲げる要件の全てに該当する建築物 (1)～(3) 略	次に掲げる経費(延べ床面積が1,000㎡以内の部分は <u>3,600円</u> , 1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分は <u>1,540円</u> , 2,000㎡を超える部分は <u>1,030円</u> を乗じて得た額を合計した額を限度とする。) (1)及び(2) 略	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一棟につき指示対象建築物は300万円, その他のは150万円を限度とする。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。